

○軽井沢町教育委員会名義使用の承認に関する規程

平成26年3月28日教育委員会規程第1号

軽井沢町教育委員会名義使用の承認に関する規程

軽井沢町教育委員会の名義使用の承認に関する事務の取扱いについては、軽井沢町名義使用の承認に関する規程（平成24年輕井沢町規程第2号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日前になされた承認については、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。